

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

令和6年7月1日
美浜町長

市町村名 (市町村コード)	美浜町 (234460)
地域名 (地域内農業集落名)	美浜東部 (切山地区)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年1月17日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題※

【現状】

- ・畑の担い手は企業や地区外の営農者がいる。
- ・高齢化が進んでいるが後継者がおらず、10年後の見通しをたてるのが難しい状況。
- ・水田は二人しか耕作者がおらず、できなくなったら後継者がいない。
- ・相続した農地は不耕作地になる傾向がある。
- ・畜産農家により、国営農地は牧草地として活用できている。
- ・耕作しなくなった畑が増え農道の草刈りをしなくなり通れない道がある。
- ・農道、水路の保安全管理を保全会で行っているため、今後も継続して行う。

【課題】

- ・担い手の確保。
- ・地元の耕作者の育成。

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方※

- ・水稻を引き続き栽培する。
- ・畑では引き続き露地野菜を栽培する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	65.30 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	29.41 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

土地改良により整備した農用地区域を将来にわたり有効活用する区域とし状況把握に務め、担い手の作業効率を上げるために集約を図る。その他の地域にある農地については地域で慎重に協議を進めながら農業上利用ができる農地は集積し、耕作が困難な農地については適切な保全・管理をする地域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針※
今後の地区の後継者や、担い手の確保のために受け入れる環境を整え、中心的な担い手の育成を行い、農地の集積、集約化を行う。
(2)農地中間管理機構の活用方針※
将来の経営農地の集約化を目指し、農地中間管理事業を活用し農地の集積を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針※
土地改良施設の長寿命化のため、継続的に補修活動を実施する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針※
一般企業からの借受けがあり、農地の保全も行ってもらえているため、今後もその強みを生かしながら、新規の担い手を確保し、育成していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農業支援サービスは現在利用していないため、地域全体で保全管理に努める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策※	<input checked="" type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/>	⑨その他		

【選択した上記の取組方針】

- ②有機農業に取り組んでいる農家が多いため、今後も有機栽培に取り組んでいく。
- ⑨若い担い手が多いため、農地を積極的に担い手にマッチングすることで耕作放棄地を抑制していく。